

●規程改正案の概要

<p>要旨</p>	<p>平成25年度法人の組織の改編等に併せ、「地方独立行政法人山梨県立病院機構組織規程」等の一部改正を行う。</p>
<p>内容</p>	<p>1 組織規程の改正</p> <p>(1)組織及び付随する改編</p> <p>①臨床試験管理室及び室長の新設</p> <p>治験臨床研究にかかる業務量の増加にともない、関係機関や関連部署との調整を円滑に遂行するために、治験を一元管理する部門を独立させる必要があるため、臨床試験管理室(長)を新設する。</p> <p>②医療局における科の再編</p> <p>○集中治療室の所管について、組織的に明確な位置づけがされていないため、中央診療統括部内に集中治療室を明記する。</p> <p>○内視鏡検査・内視鏡治療における診療機能の強化・充実を図るため、中央診療統括部内に内視鏡科を新設する。</p> <p>○平成25年4月にゲノム解析センターが開所するため、がんセンター内にゲノム解析センターを新設する。</p> <p>2 管理職員等の範囲を定める規程の改正</p> <p>組織及び職の改編にともない、中央病院に新設される臨床試験管理室長を加える。</p>
<p>施行期日</p>	<p>平成25年4月1日から施行する。</p>

組織規程新旧対照表

新	旧
<p>(病院の組織)</p> <p>第12条 中央病院に事務局、医療安全管理室、医療局、臨床試験管理室、薬剤部、看護部を置く。</p> <p>2 北病院に事務局、医療安全管理室、精神科、検査科、薬剤科、看護科、社会生活支援科を置く。</p> <p>(事務局長等)</p> <p>第16条 中央病院に、事務局長、医療安全室長、医療局長、臨床試験管理室長、薬剤部長、看護部長、事務局次長、副薬剤部長及び副看護部長を、北病院に事務局長を置く。</p> <p>2 事務局長、医療安全室長、医療局長、臨床試験管理室長、薬剤部長、看護部長は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p>	<p>(病院の組織)</p> <p>第12条 中央病院に事務局、医療安全管理室、医療局、薬剤部、看護部を置く。</p> <p>2 北病院に事務局、医療安全管理室、精神科、検査科、薬剤科、看護科、社会生活支援科を置く。</p> <p>(事務局長等)</p> <p>第16条 中央病院に、事務局長、医療安全室長、医療局長、薬剤部長、看護部長、事務局次長、副薬剤部長及び副看護部長を、北病院に事務局長を置く。</p> <p>2 事務局長、医療安全室長、医療局長、薬剤部長、看護部長は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p>

組織規程新旧対照表 別表(第12条関係)

新

旧

別表(第12条関係)

別表(第12条関係)

病院名	局	統括部	部	課	位置
中央病院	事務局			総務課 企画経理課 医事課	甲府市
	医療安全管理室 医務局	内科系診療統括部		呼吸器内科 循環器内科 消化器内科 腎臓内科 糖尿病内分泌内科 アレルギー・リウマチ科 血液内科 女性専門外来科 精神科 神経内科 小児科	
		外科系診療統括部		胃腸肝胆外科 大腸外科 肝胆臓外科 乳腺外科 整形外科 形成外科 脳神経外科 心臓血管外科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 皮膚科 泌尿器科 小児外科 口腔外科	
		中央診療統括部	手術診療部	麻酔科	
			放射線部	臨床工学科 放射線診断科 放射線治療科	
			検査部	検体検査科 生理検査科 病理検査科 臨床管理科 集中検査室	
				内服薬科 リハビリテーション科 栄養管理科 化学療法科 緩和ケア科 放射線治療科 がんセンター	
				救急科 母性科 新生児科 新生児外科 医療連携・福祉支援科	
	薬剤部 看護部	薬剤部 看護部		救急科 入院看護科 外来看護科 周産期・産後看護科 総務医事課 医療安全管理室 精神科 検査科 薬剤科 衛生生活支援科	
北病院	事務局			総務医事課 医療安全管理室 精神科 検査科 薬剤科 衛生生活支援科	諏訪市

病院名	局	統括部	部	課	位置
中央病院	事務局			総務課 企画経理課 医事課	甲府市
	医療安全管理室 医務局	内科系診療統括部		呼吸器内科 循環器内科 消化器内科 腎臓内科 糖尿病内分泌内科 アレルギー・リウマチ科 血液内科 女性専門外来科 精神科 神経内科 小児科	
		外科系診療統括部		胃腸肝胆外科 大腸外科 肝胆臓外科 乳腺外科 整形外科 形成外科 脳神経外科 心臓血管外科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 皮膚科 泌尿器科 小児外科 口腔外科	
		中央診療統括部	手術診療部	麻酔科	
			放射線部	臨床工学科 放射線診断科 放射線治療科	
			検査部	検体検査科 生理検査科 病理検査科 臨床管理科 集中検査室	
				内服薬科 リハビリテーション科 栄養管理科 化学療法科 緩和ケア科 放射線治療科 がんセンター	
				救急科 母性科 新生児科 新生児外科 医療連携・福祉支援科	
	薬剤部 看護部	薬剤部 看護部		救急科 入院看護科 外来看護科 周産期・産後看護科 総務医事課 医療安全管理室 精神科 検査科 薬剤科 衛生生活支援科	
北病院	事務局			総務医事課 医療安全管理室 精神科 検査科 薬剤科 衛生生活支援科	諏訪市

管理職員等の範囲を定める規程新旧対照表(平成25年4月1日施行分)

新		旧	
別表		別表	
組織上の区分	職又は職員	組織上の区分	職又は職員
本部事務局	事務局長 事務局次長 課長 組織、人事、服務、給与又は福利厚生に関する企画立案担当の職員 予算、決算又は訟務を担当する職員	本部事務局	事務局長 事務局次長 課長 組織、人事、服務、給与又は福利厚生に関する企画立案担当の職員 予算、決算又は訟務を担当する職員
中央病院	院長 副院長 事務局長 医療安全管理室長 医療局長 臨床試験管理室長 薬剤部長 看護部長 事務局次長 施設管理幹 課長 統括部長 放射線技師長 総検査技師長 副看護部長	中央病院	院長 副院長 事務局長 医療安全管理室長 医療局長 施設管理幹 課長 統括部長 放射線技師長 総検査技師長 副看護部長
北病院	院長 副院長 事務局長 課長 薬局長 総看護師長 副総看護師長	北病院	院長 副院長 事務局長 課長 薬局長 総看護師長 副総看護師長